

職種別民間給与実態調査の結果詳細

福島県人事委員会

職種別民間給与実態調査の結果詳細目次

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要	1
第 1 表 産業別、企業規模別調査事業所数	2
第 2 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	3
第 3 表 職種別平均給与額等	4
第 4 表 職員給与と民間給与との比較における対応関係	10
第 5 表 民間における給与改定の状況	11
第 6 表 民間における住宅手当の支給状況	12
第 7 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	13
第 8 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	14
第 9 表 民間における定年制の状況等	15

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

- ア 令和 7 年 8 月から令和 8 年 7 月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 令和 8 年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 令和 8 年 4 月分の初任給の状況

(2) 調査期間

令和 8 年 4 月 22 日（水）～令和 8 年 6 月 16 日（火）

3 調査機関

福島県人事委員会、人事院及び各都道府県等人事委員会

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 687事業所

(2) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から138事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完結事業所数は、第 1 表のとおりである。

(3) 調査対象従業員

雇用期間の定めのない従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(4) 集 計

ア 調査実人員は、行政職相当職種が4,965人（初任給関係 310人、初任給関係以外 4,655人）であり、その他の職種が512人（初任給関係10人、初任給関係以外 502人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は35,594人であり、このうち、行政職相当職種は26,794人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表

産業別、企業規模別調査事業所数

産業 企業規模	規模計	企業規模		
		1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
産業計	115	31	21	63
農業、林業、漁業	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	5	－	－	5
製造業	73	17	15	41
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	17	8	1	8
卸売業、小売業	3	－	－	3
金融業、保険業、不動産業、 物品賃貸業	2	1	－	1
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	15	5	5	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が21所あった。
- 2 調査対象事業所138所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた136所に占める調査完了事業所115所の割合（調査完了率）は、84.6%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第2表

職 種 別、学 歴 別、企 業 規 模 別 初 任 給

(単位：円)

職 種 \ 区 分			企 業 規 模 計		
				500人以上	100人以上 500人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	250,962	257,112	230,953
		短 大 卒	188,681	189,200	188,491
		高 校 卒	202,629	208,070	184,630
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	253,741	266,304	248,162
		短 大 卒	210,996	214,769	202,347
		高 校 卒	201,469	204,704	195,165
	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	252,517	260,217	244,529
		短 大 卒	203,051	210,283	194,432
		高 校 卒	201,788	205,735	192,989

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 調査人員が極端に少ない場合等は、掲載を省略した。

第3表

職 種 別 平 均 給 与 額 等

1 給与比較の対象職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店	8	54.7	652,475	37,820	614,655	{ 構成員50人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	2	58.0	1,015,620	720	1,014,900	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	6	53.8	553,009	47,982	505,027	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	13	52.3	719,490	0	719,490	{ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	5	55.8	774,205	0	774,205	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	8	50.3	687,044	0	687,044	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	116	53.6	677,300	4,603	672,697	{ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる 部の長及び部長級専門 職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	64	53.3	730,639	1,999	728,640	
	短 大 卒	16	54.5	650,444	14,508	635,936	
	高 校 卒	36	53.8	598,678	4,613	594,065	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	127	51.8	710,497	9,367	701,130	同 上
	大 学 卒	69	50.2	755,150	12,425	742,725	
	短 大 卒	13	53.9	599,657	0	599,657	
	高 校 卒	44	53.4	685,346	8,354	676,992	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

(注) Xの欄は、調査実人員が1人のため、掲載していない。(以下同じ。)

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	人	歳	円	円	円		前記部長に事故等のあ るときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められ る部の次長及び部次長 級専門職 中間職（部長－課長 間）
	事務部次長	30	52.9	494,676	10,905	483,771	
	大学卒	19	53.3	540,361	27	540,334	
	短大卒	3	51.5	412,939	0	412,939	
	高校卒	8	52.6	429,923	38,313	391,610	
	中学卒	—	—	—	—	—	同 上
	技術部次長	19	50.3	611,287	19	611,268	
	大学卒	15	50.5	625,995	24	625,971	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	49.8	561,933	0	561,933	
	中学卒	—	—	—	—	—	2係以上又は構成員10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる 課の長及び課長級専門 職
	事務課長	231	50.7	573,354	28,177	545,177	
	大学卒	106	49.3	566,459	24,254	542,205	
	短大卒	38	51.6	619,271	58,575	560,696	
	高校卒	86	51.9	567,782	21,933	545,849	
	中学卒	X	X	X	X	X	同 上
	技術課長	296	49.2	609,007	29,034	579,973	
	大学卒	135	47.5	628,967	11,736	617,231	
	短大卒	27	49.0	586,625	45,452	541,173	
	高校卒	134	50.9	594,354	42,322	552,032	
	中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	56	50.5	493,349	35,801	457,548	{ 前記課長に事故等のあ るときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められ る課長代理及び課長代 理級専門職 中間職（課長一係長 間）
	大 学 卒	27	50.5	535,276	21,171	514,105	
	短 大 卒	10	49.5	542,143	70,073	472,070	
	高 校 卒	19	51.0	413,600	38,584	375,016	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	56	50.6	617,278	39,016	578,262	同 上
	大 学 卒	26	48.1	633,366	45,705	587,661	
	短 大 卒	9	51.5	603,757	18,576	585,181	
	高 校 卒	21	53.1	605,304	40,468	564,836	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	295	47.2	465,757	67,506	398,251	{ 係の長及び係長級専門 職
	大 学 卒	115	44.7	485,444	66,022	419,422	
	短 大 卒	68	47.6	475,723	86,674	389,049	
	高 校 卒	110	49.6	439,941	57,450	382,491	
	中 学 卒	2	48	444,121	76,953	367,168	
	技術係長	436	44.6	545,139	89,931	455,208	同 上
	大 学 卒	207	42.3	563,921	92,959	470,962	
	短 大 卒	52	46.5	533,614	94,681	438,933	
	高 校 卒	176	46.7	526,773	85,464	441,309	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	241	45.3	411,511	57,976	353,535	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	93	41.2	422,120	65,424	356,696	
	短 大 卒	49	46.0	394,231	55,017	339,214	
	高 校 卒	97	49.3	407,249	50,718	356,531	
	中 学 卒	2	41.2	513,608	113,110	400,498	
	技 術 主 任	218	43.1	503,392	73,736	429,656	同 上
	大 学 卒	105	39.7	525,541	76,528	449,013	
	短 大 卒	17	45.5	518,611	73,396	445,215	
	高 校 卒	95	46.9	478,524	70,741	407,783	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	事 務 係 員	1,018	40.1	324,298	29,820	294,478	
	大 学 卒	367	37.0	341,496	34,598	306,898	
	短 大 卒	172	42.4	310,719	23,610	287,109	
	高 校 卒	477	41.6	316,069	28,272	287,797	
	中 学 卒	2	54.2	350,038	87,580	262,458	
	技 術 係 員	1,495	38.1	403,310	56,428	346,882	
	大 学 卒	650	35.5	426,650	67,042	359,608	
	短 大 卒	165	39.6	392,996	48,253	344,743	
	高 校 卒	678	40.5	380,620	46,894	333,726	
	中 学 卒	2	44.3	383,607	68,908	314,699	

(注) 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
医	病 院 長	2	69.0	1,773,500	0	1,773,500	師 部下に医師又は歯科医 又は、 上記病院長に事故等 あるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医 師1人以上
	副 院 長	6	59.0	1,536,773	122,641	1,414,132	
	医 科 長	15	51.0	1,332,398	125,121	1,207,277	
	医 師	32	38.2	898,057	58,173	839,884	
	歯 科 医 師	3	32.5	732,918	65,418	667,500	
療 関 係 職 種	薬 局 長	4	51.8	494,672	53,554	441,118	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	16	36.9	376,851	53,452	323,399	
	診療放射線技師	25	34.0	317,125	20,698	296,427	
	臨床検査技師	22	38.8	326,474	30,646	295,828	
	栄養士	7	38.8	306,345	15,135	291,210	
	理学療法士	25	34.6	311,564	18,892	292,672	
	作業療法士	8	39.0	300,216	24,573	275,643	部下に看護師長 5人以上 部下に看護師又は准看護 師5人以上
	総看護師長	5	54.3	486,100	14,944	471,156	
	看護師長	35	48.5	438,333	60,520	377,813	
	看護師	55	33.1	346,268	71,857	274,411	
	准看護師	21	47.8	318,891	69,062	249,829	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	3	67.5	989,433	0	989,433	
	大学教授	45	58.7	678,081	0	678,081	
	大学准教授	31	51.0	576,941	0	576,941	
	大学講師	35	49.9	481,170	2,250	478,920	
	大学助教	21	38.4	315,067	4,000	311,067	
	高等学校校長	X	X	X	X	X	
	高等学校教頭	2	53.5	637,150	8,850	628,300	
	高等学校教諭	46	42.3	471,713	8,869	462,844	

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	— 人	— 歳	— 円	— 円	— 円	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) } { 2室(係)以上又は構成員7 人以上の部(課)の長 } { 構成員3人以上の室(係)の 長 } { 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及 び研究室(係)長を除 く。) }
	研究部(課)長	6	45.3	712,207	54,384	657,823	
	研究室(係)長	2	54.5	645,200	0	645,200	
	主任研究員	—	—	—	—	—	
	研 究 員	24	37.9	422,438	43,861	378,577	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	— 人	— 歳	— 円	— 円	— 円	{ 見習、外国語の電話交換手 を除く。 } { 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 }
	自家用乗用 自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守 衛 ・ 警 備 員	4	63.0	266,550	0	266,550	
	用 務 員	X	X	X	X	X	

第4表

職員給与と民間給与との比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模 500 人 以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
10級及び9級	支店長 工場長 部次長	
8級	課長	支店長 工場長 部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第5表

民間における給与改定の状況

1 ベース改定の実施状況

(単位：％)

役職段階	企業規模	項目			
		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	規 模 計	77.7	4.6	0.0	17.7
	500人以上	84.5	5.2	0.0	10.3
	100人以上 500人未満	70.8	3.9	0.0	25.3
課長級	規 模 計	70.3	5.6	0.0	24.1
	500人以上	74.9	5.5	0.0	19.7
	100人以上 500人未満	65.8	5.8	0.0	28.4

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給の実施状況

(単位：％)

（単位：％）

役職段階 \ 企業規模 \ 項目							定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	定期昇給 実施					
				増額	減額	変化なし		
係 員	規 模 計	93.9	92.8	43.6	4.1	45.1	1.1	6.1
	500人以上	97.7	97.7	47.6	1.6	48.5	0.0	2.3
	100人以上 500人未満	89.6	87.3	39.2	6.9	41.3	2.3	10.4
課長級	規 模 計	70.5	68.3	35.9	1.2	31.2	2.2	29.5
	500人以上	64.5	64.5	33.4	0.0	31.1	0.0	35.5
	100人以上 500人未満	77.4	72.8	38.9	2.6	31.4	4.6	22.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第6表

民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	56.1
支 給 し な い	43.9
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	40,000円以上 41,000円未満

第7表

民間における国内異動に係る手当等の支給状況

1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位：%)

			(単位：%)
転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
87.9	77.3	55.4	12.1

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(単位：%)

							(単位：%)
帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1 ～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
80.3	(4.9)	(50.0)	(15.2)	(26.0)	(3.9)	17.2	19.7

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第 8 表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
56.4	43.6	47.1	52.9	48.6	51.4

第9表

民間における定年制の状況等

1 定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
98.2	73.3	25.0	1.8

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
	%	%	%
課長級	72.1	37.1	27.9
非管理職	76.6	38.2	23.4

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(3において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
%	%
74.1	78.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。